

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子福祉資金等貸付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、母子福祉資金等貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子福祉資金等貸付事業
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉を増進することを目的として、母子福祉資金等貸付事業を行っている。 母子福祉資金等貸付システムは貸付の決定、償還に関する記録等、必要な情報を管理・運営しているものである。
③システムの名称	母子福祉資金等貸付システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子福祉資金等貸付関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項の別表 63、64、65の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条、第35条、第36条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号別表 情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88、89、90の項 情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 情報照会の根拠:第90条、第91条、第92条 情報提供の根拠:第44条、第127条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市子育て支援部子育て助成課
②所属長の役職名	子育て助成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 旭川市子育て支援部子育て助成課  
〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)  
電話番号 0166-25-9107

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>
--	--

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		申請書に記載されたマイナンバーは、申請者からマイナンバーカードの裏面の提示を受ける等の方法により、番号に誤りがないか確認を行っている。また、申請書は鍵付きの共用キャビネットに保管することとしており、当該事務に従事する職員のみが作業・閲覧可能としている。

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>	
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与するとともに、従業者へ十分に教育啓発を行っている。 ・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。 ・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	5 部署・所属長	旭川市子育て支援部子育て支援課 子育て支援課長 品田 幸利	旭川市子育て支援部子育て助成課 子育て助成課長 高桑 聰子	事後	
平成29年3月31日	8 連絡先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(旭川市 第二庁舎5階) 旭川市 子育て支援部子育て支援課 0166- 25-6446	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(旭川市 第二庁舎5階) 旭川市 子育て支援部子育て助成課 0166- 25-6446	事後	
令和1年6月26日	I 5② 所属長の役職名	子育て助成課長 高桑 聰子	子育て助成課長	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和4年10月11日	I 関連情報 3 個人番号の利用		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第9 条」を追記	事後	
令和4年10月11日	II しきい値判断項目 1 対象人数 及び 2 取扱 者数 の計数日	令和1年6月26日	令和4年9月30日	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	母子福祉資金等貸付システム	母子福祉資金システム、中間サーバーコネク タ、中間サーバー	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第1項 ・別表第一(第9条関係)44項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 ・第34条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 9条	番号法第9条第1項の別表 63、64、65の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第34条、第35条、第36条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26, 30, 87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条  【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条	①番号法第19条第8号別表 情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88、89、90の項 情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 情報照会の根拠:第90条、第91条、第92条 情報提供の根拠:第44条、第127条、第163条	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第二庁舎5階) 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25-9107	旭川市子育て支援部子育て助成課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9107	事後	
令和7年12月1日	II の1「対象人数」「いつの時点の計数か」	令和4年9月30日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II の2「取扱者数」「いつの時点の計数か」	令和4年9月30日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	【 ] 提供・移転しない [ 十分である ]	【○】提供・移転しない [ ]	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	設問なし	【新設】 ・人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か [十分である] ・判断の根拠 申請書に記載されたマイナンバーは、申請者からマイナンバーカードの裏面の提示を受ける等の方法により、番号に誤りがないか確認を行っている。また、申請書は鍵付きの共用キャビネットに保管することとしており、当該事務に従事する職員のみが作業・閲覧可能としている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IVの9「監査」	[ ]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	設問なし	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最も優先度が高いと考えられる対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>・当該対策は十分か</li> <li>[十分である]</li> <li>・判断の根拠</li> <li>・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与とともに、従業者へ十分に教育啓発を行っている。</li> <li>・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。</li> <li>・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。</li> </ul>	事前	